

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 27 年 11 月 24 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 笹川 大介
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

超富裕層に対する管理・調査体制の強化！その内容とは!?

近年の税制改正の傾向を見ると、富裕層に対しての課税強化が見て取れます。いわゆる富裕層とは、資産を 1 億円以上所有している世帯がそれに該当し、日本では 101 万世帯あるとされています。(全世帯の内、約 2%)

その中で富裕層に対する新たな政策が進められている事が判明しました。その内容を以下に記載していきます。

1. 制度の概要

国税庁は新たに、「重点管理富裕層」という一つのカテゴリーを設け、今後の管理・調査体制を強化する事を進めています。約 10 年前までの税務署の調査体制は、所得税などを担当する「個人課税部門」と、相続税などを担う「資産課税部門」が別々に大口資産家を調査し、選定基準もバラバラでした。しかし、個人の資産運用の国際化と多様化が進む中で、縦割りの弊害を防ごうと今は選定基準を統一し、資料は一元管理しています。

「重点管理富裕層」に指定されると、管理対象者は個人だけでなく、その者の関連個人(親族など)、関連法人なども一体的に管理され、包括的な調査が行われることとなります。調査においてはチームが組織される予定となっており、通常の調査よりも更に深度のある調査が行われると考えられています。

2. 「重点管理富裕層」その選定はどうなる?

では、「重点管理富裕層」はどのような基準で選定されるのでしょうか?その選定は以下の(1)形式基準と(2)実質基準と 2 つに分類され、その基準は以下の通りとなっています。

(1)形式基準：見込保有資産総額が特に大きい者

(2)実質基準：(1)に該当しない者の内、一定規模以上の資産を保有し、かつ国際的租税回避行為その他の富裕層固有の問題が想定され、重点管理富裕層として特に指定する必要があると認められる者。

基準は上記の 2 つとなります。2 つの内いずれかに該当すると、「重点管理富裕層」として分類されます。

但し、「重点管理富裕層」に認定されても、すぐに調査が行われる訳ではありません。「重点管理富裕層」それぞれの態様に合わせ、管理区分を以下のA~Cの 3 つに分類します。

A：課税上の問題が想起され、調査企画の着手が相当と認められる者

B：課税上の問題は顕在化していないものの、多額な保有資産の異動が見受けられるなど、継続的な注視が必要と認められる者

C：A・Bいずれにも該当せず、保護観察が相当と認められる者

「重点管理富裕層」として調査企画に着手されることになるのはAの区分に該当した者のみとされています。BとCに区分されている以上は、継続的に管理されていくものの、重点管理富裕層としての調査は始まらないものとして考えられています。

3. 形式基準の選定は??

形式基準は「見込保有資産総額が特に大きい者」とされています。ではその選定基準はどの様になっているのでしょうか。以下に見ていきたいと思えます。

①有価証券の年配当 4,000 万円以上 ②所有株式 800 万株(口)以上 ③貸金の貸付元本 1 億円以上

④貸家などの不動産所得 1 億円以上 ⑤所得合計額が 1 億円以上

⑥譲渡所得及び山林所得の収入金額 10 億円以上 ⑦取得資産 4 億円以上 ⑧相続などの取得資産 5 億円以上

⑨非上場株式の譲渡収入 10 億円以上、または上場株式の譲渡所得 1 億円以上かつ 45 歳以上の者

⑩継続的または大口海外取引がある者、または①~⑨の該当者で海外取引がある者

以上 10 通りの選定基準となっています。これに該当すると一旦「重点管理富裕層」として認定される事となります。

5. まとめ

富裕層への課税強化が本格的に始まりました。上記の他に、平成 27 年より財産債務調書制度が開始(所得 2,000 万円以上で財産 3 億円以上 or 有価証券 1 億円以上所有の方は財産と負債の調書を税務署へ提出 詳細はTMBニュース No.447 参照)しており、マイナンバーによる資産の透明化も開始されていきます。その様な中で今回の制度の開始は、皆様の大変大切な資産を守っていく上で、大変ご不安になることかと思えます。

但し、「重点管理富裕層」に指定を受けても、正しく賢く資産を守り、幸せを遺す財産承継は必ず可能です。

今回の内容でご不安な点やご相談されたい事などございましたら、いつでもご遠慮なくご連絡下さい。皆様にとって一番賢く安心な財産承継と一緒に考えていければと思いますので、ぜひ宜しくお願い致します。